

令和6年度 アンケート調査(令和5年度完成工事)【静岡県発注工事】

1. 入札前における問題点・要望点・提案事項

(設計計算、積算、質問事項、入札条件、見積り条件、施工条件、配置技術者等)

提案・要望	回答	担当課
<p>1. 当該現場は交差点及びカーブでの狭小幅員の箇所があるため、車両通行止めによる交通規制が必要でした。既設舗装版取壊し及び掘削について、当初設計計画ではバックホウによる施工が採用されていましたが、重機回転時の事故発生リスクや車両通行止め規制日数の増加等、地元及び道路利用者への負担が大きいため施工承諾により切削機の採用、また舗装構成を上層路盤12cm、基層5cm、表層5cmから大粒径As 9cm、表層5cmへ変更しました。経済性のみならず、安全性・地域への負担等、現場に即した設計をお願いしたい。</p> <p>「令和5年度菊川停車場伊達方線舗装修繕工事(舗装工)」(袋井土木事務所掛川支所)</p> <p>「令和4年度一級河川大場川3年河川災害復旧(過)工事3年災査定第63号(護岸工)」(沼津土木事務所)「令和5年度清水函南停車場線道路改築工事(歩道工)」(沼津土木事務所)「令和5年度(国)135号橋梁補修工事(田尻橋)」(下田土木事務所)「令和5年度宇久須港自然災害防止対策工事(ブロック製作据付工)」(下田土木事務所)</p> <p>「令和5年度静岡海岸高潮対策工事(堤防嵩上げ工その29)」(静岡土木事務所)</p>	<p>既設舗装版取壊しの工法選定につきましては、令和5年12月28日付け道保号外にて「周辺への影響等を考慮した工法による舗装版取壊しについて」を通知しているところです。この通知では、現場状況の把握を入念に行い、当初設計時から現場に適した舗装版取壊し工法を選定することとしております。(路面切削が高価であっても、施工条件や現場条件を踏まえ、その必要性が説明できれば路面切削を採用できるものとしています。)</p> <p>舗装構成についても、施工条件や現場条件を踏まえた設計が必要であることから、改めて、出先事務所へ周知していきます。</p>	<p>道路保全課</p>
<p>2. 当初設計書中の仮設工設計において、施工方法の設定に無理があり、必要な仮設形状となっていませんでした。</p> <p>既存の修景遊歩道や埋設照明施設への対応計上漏れ等十分な調査・検討されていない設計でした。</p>	<p>設計に当たっては十分な調査を実施していくよう努めます。また、仮設工等の検討に当たっては、静岡県土木施工管理技士会の技術支援(令和4年5月20日付け建経技号外技術調査課長通知)等も活用して、契約後の工事の遅れや</p>	<p>港湾整備課</p>

<p>また、事前土質調査（ボーリング）位置についても、調査はされていましたが調査結果に基づく施工方法の検討がされていませんでした。（築堤盛土部をボーリングし、現地土（海岸砂）での土質データにもかかわらず、設計書のと通りの施工が不可能な設計となっていた。）改善して頂きたい。</p> <p>「令和4年度下田港海岸自然災害防止対策工事（水門改良工）」（下田土木事務所）</p>	<p>費用増加の発生等を減らしていきます。</p>	
<p>3. 仮設積算中で、パッケージで施工費積算計上がありますが、材料費（路体材）が含まれておらず、仮設（残土）処分費も検討されていませんでした。</p> <p>海岸締切（水替）について、最低限必要な水門本体の一部（海面下の構造物施工に必要な）施工期間や、上流からの出水量の検討・設定がされておらず、必要経費が当初計上されていませんでした。改善して頂きたい。</p> <p>「令和4年度下田港海岸自然災害防止対策工事（水門改良工）」（下田土木事務所）「令和5年度金時線工事」（東部農林事務所 御殿場支所）</p>	<p>設計変更に関しては、「静岡県設計変更ガイドライン（土木工事編）平成28年4月」に基づき、適正に対応していきます。</p>	<p>港湾整備課</p>
<p>4. 異形ブロック製作について、積算は1個当りの金額に製作個数を乗じて計上されていますが、実際の人件費及びクレーンの金額は製作個数が少量の場合でも元請としては1日の金額を支払うことになり、積算と実際とでは差が生じています。製作個数がある一定の個数より少量の場合は、小規模として単価割増等の積算に出来ないか検討願いたい。</p> <p>「令和5年度妻良漁港施設機能強化工事（北防波堤被覆ブロック製作工）」（下田土木事務所）</p>	<p>出先機関に製作個数が少量となるような発注計画とならないよう周知をしていきます。</p>	<p>漁港整備課</p>

<p>5. 出勤要請工事であったため、出勤応諾書のみで、工期や数量、予算等が不明確なまま施工を行いました。着手から5ヶ月経過し、工事完了後ようやく当初の契約を締結しました。出勤要請工事とはこのような状況かもしれませんが、未契約で請負金額が不明な中でも受注業者は着手前に下請け会社と契約を締結して工事を進めているため、早期に数量および工期を決定し、請負契約を締結して頂きたい。</p> <p>「令和5年度田子の浦港5年災害復旧工事査定第1号応急本工事(浚渫土運搬工)」(田子の浦管理事務所)</p>	<p>本工事については、同一箇所での新たな異常気象により再度災害が発生したため、契約が遅れ測量調査等で数量確定や国との対応協議などに時間を要してしまいました。</p> <p>今後は、出勤要請書においてできる限り概算数量を明示し、測量調査等による数量の確定や国との協議が整い次第、速やかに契約できるよう努めてまいります。</p>	<p>港湾整備課</p>
<p>6. 河川内での浚渫工事でしたが施工時期が出水期の5月~10月となっていました。巴川の構造上、豪雨や台風等による船舶退避の場合、橋梁下を通過させる関係から潮位が高いと退避ができなくなるので、急な天候変化に対応ができません。施工時期を渇水期(11月~5月)にして頂きたい。「令和4年度二級河川巴川(本川下流工区)国土強靱化対策(総合流域防災)工事(浚渫工)」(静岡土木事務所)</p>	<p>当工事は、令和4年台風15号や令和5年台風2号等の出水により河川内に堆積した土砂を台風シーズン前にいち早く撤去するためのものです。通過する橋梁は比較的桁下高に余裕がある羽衣橋のみであったことから、出水期でも雨天予想時には清水港への退避が可能と判断しましたが、急な豪雨の際に潮位によっては羽衣橋の通過も困難になる場合があるとのことですので、今後の発注は極力渇水期施工とするよう努めてまいります。</p> <p>土運船の回航隻数については、港湾工事標準積算基準書により積算しているところではありますが、ご指摘のような事実や回航時の気象、海象及び回航経路その他状況により積算基準上の標準組合せが不相当と判断される場合は、船団構成について積算と実態の費用かい離が生じないよう、事前の状況把握に努めてまいります。</p>	<p>河川海岸整備課 港湾整備課 (歩掛)</p>

2. 着手前における問題点・要望点・提案事項

(当初図面、設計精度、設計照査、地元説明、支障物件、事前調査、関係機関との調整 等)

提案・要望	回答	担当課
<p>1. 現場搬入機械、仮設道路、水替等の計画が現場の状況に合っていない等、受注後に測量や施工方法を検討し協議しなくてはならず負担が多すぎます。VIRTUAL SHIZUOA を利用し現場に則した精度の高い設計をして頂きたい。</p> <p>「令和 4 年度竹原 B 急傾斜地崩壊対策工事 (崩壊土砂防止柵工)」 (沼津土木事務所修善寺支所) 「令和 5 年度農山漁村地域整備交付金土肥戸田線 1 工区工事」 (東部農林事務所) 「令和 5 年度 (国) 414 号舗装修繕工事」 (沼津土木事務所修善寺支所) 「令和 5 年度修善寺天城湯ヶ島線道路改築工事 (道路拡幅工)」 (沼津土木事務所修善寺支所) 「令和 4 年度一級河川大場川 3 年河川災害復旧 (過) 工事 3 年災査定第 63 号 (護岸工)」 (沼津土木事務所) 「令和 4 年度 (一) 富士清水線 (黄瀬川大橋) 橋梁改築工事 (仮橋上部工)」 (沼津土木事務所) 「令和 5 年度 (一) 沼津三島線橋梁補修工事 (境川橋)」 (沼津土木事務所) 「令和 5 年度 (主) 三島停車場線ほか橋梁補修工事 (佐野橋・平田橋)」 (沼津土木事務所) 「令和 5 年度 (主) 三島裾野線橋梁補修工事 (徳倉橋)」 (沼津土木事務所) 「令和 5 年度狩野川東部流域下水道改築狩野川東部浄化センター・調圧水槽・放流渠耐震補強工」 (沼津土木事務所) 「令和 4 年度狩野川東部流域下水道改築狩野川東部浄化センター耐震補強工事 (独立管廊)」 (沼津土木事務所) 「令和 5 年度畑地帯総合整備 (担い手支援) 箱根南西麓地区橋梁 1 工事」 (東部農林事務所) 「令和 5 年度三島裾野線橋梁補修工事 (富士見橋補修工)」 (沼津土木事務所) 「令和 4 年度 (主) 三島裾野線橋梁耐震対策工事 (富士見橋 P1 橋脚耐震補強工事) (11-01)」 (沼津土木事務所)</p>	<p>現場条件等を適切に設計に反映し、工事発注するよう努めてまいります。</p>	<p>技術調査課</p>

<p>「令和 5 年度地域用水環境整備水の都三島地区利用保全整備 1 工事」(東部農林事務所)「令和 4 年度〔第 34 - S4306-01 号〕竹原 B 急傾斜地崩壊対策工事(崩壊土砂防止柵工)」(沼津土木事務所修善寺支所)「令和 5 年度経営体育成基盤整備高根西部・一色地区区画整理 2 工事」(東部農林事務所)「令和 4 年度東富士地区東富士幹線用水路 1 工事」(東部農林事務所御殿場支所)「令和 4 年度(一)沼津小山線交通安全施設工事(張出歩道修繕工)」(沼津土木事務所御殿場支所)「令和 5 年度経営体育成基盤整備高根西部・一色地区区画整理 2 工事」(東部農林事務所御殿場支所)「令和 5 年度(一)仙石原新田線道路改築工事(7-2 工区)」(沼津土木事務所)「令和 5 年度今井急傾斜ほか砂防等維持工」(富士土木事務所)「令和 5 年度安倍川支川油山川災害関連砂防工事堰堤工その 1」(静岡土木事務所)「令和 4 年度清水港改修工事(江尻地区バンカー機能移転補償工)」(清水港管理局)「令和 5 年度安倍川支川油山川災害関連砂防工事堰堤工その 1」(静岡土木事務所)「令和 4 年度伊久美災害護岸工その 2」(島田土木事務所)「令和 5 年度二級河川勝間田川県土強靱化対策工事(河道掘削工)」(島田土木事務所)「令和 5 年度安倍川支川油山川緊急砂防工事(堰堤工その 2)」(静岡土木事務所)「令和 5 年度二級河川敷地川 4 年河川災害復旧(過)工事(護岸工)」(袋井土木事務所)</p>		
<p>2. 追特での乗りこみは当初は 1 月の乗込みでしたが、施工中下部工との兼ね合いがあり、3 月となってしまいました。出水期の関係上、6 月中旬までには河川内作業を終わらせなければいけませんので、GW 中の突貫作業を余儀なくされました。この工事だけでなく全体的な事業の工程計画をもっと綿密に各関係機関(受発注者・河川管理者・道路管理者・警察・インフラ事業者等)と調整管理する必要があったのではないのでしょうか、改善して頂きたい。</p> <p>「令和 4 年度(一)富士清水線(黄瀬川大橋)橋梁改築工事(仮橋上部</p>	<p>計画工程と実工程に大きな相違が生じないように、必要な調整を行なった上で、適切な工期を設定するよう努めていく。関連する工事の遅延などにより、工程に遅れが生じる場合には、工期延長等について受注者と協議していく。</p> <p>御要望のように、工事実施にあたり関係機関との事前の調整が必要な場合は、現場条件を反映し、工期に適切に余裕を見込み、早期発注に努めてまいります。</p>	<p>道路整備課橋梁班</p> <p>砂防課</p>

<p>工)」(沼津土木事務所)「令和4年度(一)御殿場停車場線舗装修繕工事(舗装打換工)」(沼津土木事務所御殿場支所)「令和4年度沼津小山線橋梁補修工事(湯沢橋・河原田橋)」(沼津土木事務所御殿場支所)「令和4年度(一)竹之下小山線舗装修繕工事(舗装打換工)」(沼津土木事務所御殿場支所)「令和5年度浜名湖ガーデンパーク公園緑化工事(東船着場木製デッキ更新工)」(浜松土木事務所)「令和5年度野中橋P1橋脚補強工)」(富士土木事務所)</p>		
<p>3. 受注後の打合せにおいて工事監理連絡会を開催することとなり問題点等をコンサルタントと確認を行いました。回答を得るまでに3か月を要しその間の施工を行うことが出来ませんでした。コンサルタントからの回答が遅く当初契約の工期末日間際になったため、設計変更により当工事に於いてどこまで施工を行うかについて発注者と協議を行う事となりました。回答は早めに頂きたい。</p> <p>「令和5年度(国)136号橋梁耐震対策(黒浜栈道橋)工事(斜面補強工)」(下田土木事務所)「令和5年度(国)135号災害防除工事(落石対策工)」(下田土木事務所)「令和5年度宇久須港海岸津波・高潮危機管理対策工事(不動尊川水門耐震補強工)」(下田土木事務所)</p>	<p>工事検査では、検査員は監督員から工事概要や当初設計からの変更点等の説明を受けて、検査に臨んでいます。その中で、変更協議に長時間を要しているような事例があった場合などは、検査員からも監督員に対し事情を聴きながら、注意や指導をしていきます。</p>	<p>工事検査課</p>
<p>4. 契約時点で関係機関との調整、材料調達の問題から工期内の竣工が不可能であり工期延期をしましたが、延期後も非常に厳しい工期設定でした。工期の設定について「市場での材料調達期間」、「保安部等の申請期間」等を十分考慮した工期設定で発注して頂きたい。</p> <p>「令和5年度浜名港改良工事(浮棧橋設置工)」(浜松土木事務所) 「令和4年度二級河川堀留川国土強靱化対策(広域河川改修)工事(河道掘削工)」(浜松土木事務所)</p>	<p>工期の設定に当たっては、工期算定マニュアルを活用するなどし、資材調達に要する期間や、関係機関との協議に要する準備期間等現場条件を正確に把握した上で適正に定めるよう努めてまいります。</p>	<p>技術調査課</p>
<p>5. 当初予定されていた残土受入地が使用できなかったため、変更</p>	<p>浚渫に限らず海上工事については、予算要求時から、気</p>	<p>港湾整備課</p>

<p>受入地が決まらず工期を圧迫しました。事前に受入地の状況を把握して発注をお願いしたい。また、3月末工期開始でしたが先行工事との兼ね合いにより、工事着手が10月末となりました。現場状況を把握して発注して頂きたい。</p> <p>「令和4年度二級河川堀留川国土強靱化対策(広域河川改修)工事(河道掘削工)(浜松土木事務所)」「令和5年度二級河川敷地川災害関連事業(過)工事(護岸工その4)(袋井土木事務所)」「令和3年度二級河川巴川(麻機遊水地)総合治水対策工事(加藤島-豊地エリア連通管工)(静岡土木事務所)」「令和4年度松崎港国土強靱化対策事業(港湾)工事(浚渫工)(下田土木事務所)」「令和4年度一級河川沼川国土強靱化対策(大規模特定河川)工事(函体工その4)(沼津土木事務所)」「令和4年度(一)竹之下小山線橋梁耐震対策工事(落合橋耐震補強工)(沼津土木事務所御殿場支所)」</p>	<p>象・海象条件や観光シーズン等の施工時期の制限、作業船確保の可否、浚渫度の処分方法を総合的に考慮して実施していきます。</p> <p>発注者としても、発注時点における処理施設の状況を確認した上で指定処分するよう努めています。ご指摘のように、時期等により当初予定した施設における受入れができない場合があるため、工事の発注にあたっては、改めて事前に受入れの可否を確認することを徹底し、契約後に生じた事態に対しては適切に対応するよう周知に努めてまいります。</p>	<p>技術調査課</p>
<p>6. 当初の施工条件明示で、(施工時間 22:00~5:00 7時間うち休憩 45分)となっており、時間的制約を受ける施工条件となっていました。しかし、「土木工事積算基準書」第1編8章「労務費」に時間的制約を受ける積算方法による、通常の作業時間を確保することができない場合の補正割り増し係数が反映されていませんでした。施工条件を明示するなら、基準書に沿った積算をして頂きたい。</p> <p>「令和3年度二級河川巴川(麻機遊水地)総合治水対策工事(加藤島-豊地エリア連通管工)(静岡土木事務所)」</p>	<p>工事の発注にあたっては、実際の施工方法と特記仕様書及び設計書等の整合を確認し、積算ミスのないよう発注するよう努めてまいります。</p> <p>当初設計において、時間的制約を受ける場合の補正が正しく計上されていなかった件については、再発防止策として、設計段階及び設計書決裁段階において、夜間工事等時間的制約を受ける工事かどうかのチェック、補正の適切な計上のチェックを徹底することとしています。</p> <p>また、契約後に適切な補正等がなされていないことが判明した場合は、設計変更協議に基づき適切な計上とするよう協議を行います。</p>	<p>技術調査課 河川海岸整備課</p>
<p>7. 仮設鋼矢板(Ⅳ型)208枚の施工において、運搬費を抑えるために6.5mと7.5mの継矢板の設計になっていました。矢板引抜後も切</p>	<p>工事の発注にあたっては、実際の施工方法と特記仕様書及び設計書等の整合を確認し、積算ミスのないよう発</p>	<p>技術調査課</p>

<p>断して返却となっていました。建設物価によるとIV型で8.0m未満の場合は全損スクラップとなります。しかし全損分の設計が反映されていませんでした。施工条件を明示するなら、基準書に沿った積算をして頂きたい。</p> <p>「令和3年度二級河川巴川(麻機遊水地)総合治水対策工事(加藤島-豊地エリア連通管工)」(静岡土木事務所)「令和5年度(一)中大見八幡野線舗装繕工(切削オーバーレイ工)」(沼津土木事務所 修善寺支所)</p>	<p>注するよう努めてまいります。</p>	
<p>8. 設計書の数値、単位が違ったまま入札が実施されました、落札後減額対象となりました。設計照査にて発注者から得られた回答が、その後の変更契約、設計図書(図面、数量表)に反映されていませんでした。改善して頂きたい。</p> <p>「令和5年度静岡海岸高潮対策工事(堤防嵩上げ工その29)」(静岡土木事務所)</p>	<p>工事の発注にあたっては、実際の施工方法と特記仕様書及び設計書等の整合を確認し、積算ミスのないよう発注するよう努めてまいります。</p> <p>また、設計照査における協議事項についても、適切に対応していくよう努めてまいります。</p>	技術調査課
<p>9. 水替工について、災害復旧工事では作業時排水の設計、そうでない河川工事では常時排水の設計になっており、照査、協議を提出しても変更して頂けません。作業時排水の定義を見直し、河川災害復旧工事でも作業時排水ではなく常時排水で設計計上するよう検討頂きたい。</p> <p>「令和4年度伊久美災害護岸工その2」(島田土木事務所)</p>	<p>災害復旧事業では、基本的に常時排水への変更はできません。極まれに、事業の実施に伴い水勢又は地形の変更など当初設計時より現場条件が変更となった場合、国の同意が必要な条件もありますが、設計変更の対象となりうることもあります。</p>	土木防災課

3. 施工中における問題点・要望点・提案事項

(現場推進会議、技術・工法、工事一時中止、協議・指示 等)

提案・要望	回答	担当課
<p>1. 協議・指示に関して設計と現場の相違が多く早急の対応及び金額の増額がある場合も協議書の提出を行っていますが回答が遅く、口頭にて後で処理すると言うことが多くあります。また、最後に予算が無いので変更出来ないということが再三あります。そういう問題が多々あり業者が背負うことがいまだにあります。改善して頂きたい。</p> <p>「令和 5 年度前田川支川湊北沢砂防工事 (砂防堰堤工)」(下田土木事務所)「令和 5 年度農山漁村地域整備交付金土肥戸田線 1 工区工事」(東部農林事務所)「令和 4 年度(一)竹之下小山線橋梁耐震対策工事 (落合橋耐震補強工)」(沼津土木事務所御殿場支所)「令和 5 年度一級河川佐野川 3 年災害復旧工事 3 年災害査定第 48 号(護岸工)」(沼津土木事務所)「令和 5 年度今井急傾斜ほか砂防等維持工」(富士土木事務所)「令和 5 年度修善寺天城湯ヶ島線道路改築工事(道路拡幅工)」(沼津土木事務所修善寺支所)「令和 4 年度敷根 B 災害関連急傾斜地崩壊対策工事(法面工)」(下田土木事務所)</p>	<p>協議及び指示については、原則書面で行うこととしており、回答が遅延する場合は、取り急ぎ回答日の予定を現場代理人にお伝えするなど、適切に対応するよう努めてまいります。</p>	<p>技術調査課</p>
<p>2. 既設管切り回し工事において、施工途中に老朽化が発見され既設管のやり替えを余儀なくされました。材料の発注から納入まで 4 ヶ月の期間を要したため、工期延長となりましたが受注者側の経費も考慮して一部一時中止を指示して頂きたい。</p> <p>「令和 4 年度狩野川東部流域下水道改築狩野川東部浄化センター耐震補強工事 (独立管廊)」(沼津土木事務所)</p>	<p>工事の一時中止については、静岡県建設工事請負約款第 20 条第 2 項において、「発注者は、必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。」としております。工事を施工できない事情が判明した場合は、監督員に、一時中止等について御相談ください。</p>	<p>建設業課</p>

<p>3. 仮設における仮締切や、代替の改良工法など工法提案・協議を進めましたが、事業予算等の関係で、講ずべき工法が決定できず、工事作業を半年間中止し昼間夕待施工での工事施工対応となりました。また、工事一時中止に対する変更対応についても施工初期(工事進捗率数%)での休止のため、工法検討・作図・積算提案等調整打合せを行いましたが、監督員からの検討・回答が得られませんでした。改善して頂きたい。</p> <p>「令和4年度下田港海岸自然災害防止対策工事(水門改良工)」(下田土木事務所)</p>	<p>工事の一時中止に関しては、「工事の一時中止に係るガイドライン(令和3年4月)」により、適正に対応するよう指導していきます。</p>	<p>港湾整備課</p>
<p>4. 浚渫土砂を貝島廃棄物処理用地に揚土していますが、昨年度の工事より土捨て場が延長しており、今までの施工方法ではバックホウ(1.4m³)2台での土砂移動が間に合わなくなっています。今後はバックホウのみでの施工が難しく、追加で泥上掘削機を使用しなければならない可能性があり、今後、現場の実状を考え設計書を見直して頂きたい。</p> <p>「令和5年度清水港県土強靱化対策事業(港湾)工事(浚渫工)」(清水港管理局)</p>	<p>施工能力や施工コストを勘案しながら現場状況に応じた適切な工法を採用するよう努めてまいります。</p>	<p>港湾整備課</p>
<p>5. 浚渫及び陸上処分を開始しましたが、令和5年4月から盛土条例が施行され浚渫土を陸上処分することは実質的に不可能で工事は一時中止となり残りの浚渫土を別の処分方法で施工することとなりました。一時中止期間は最終的に約6カ月となりました。事前の検討、調整をして頂きたい。</p> <p>「令和4年度松崎港国土強靱化対策事業(港湾)工事(浚渫工)」(下田土木事務所)</p>	<p>残土処理が盛土条例による規制強化の時期と重なってしまった特異な事例である。</p> <p>浚渫に限らず海上工事については、予算要求時から、気象・海象条件や観光シーズン等の施工時期の制限、作業船確保の可否、浚渫度の処分方法等を総合的に考慮して実施していきます。</p>	<p>港湾整備課</p>
<p>6. 残土処理場が少なく、設計で指定されている場所に集中したため日当たり処理量を制限されました。最終的には受入れを拒否され大変困りました。処理能力を持つ処理場の指定をお願いします。</p>	<p>発注者としても、発注時点における処理施設の状況を確認した上で指定処分するよう努めているところではありますが、ご指摘のように、時期等により当初予定した施設にお</p>	<p>技術調査課</p>

<p>「令和5年度佐野川支川裾野大久保川外砂防工事(除石工)」(沼津土木事務所)</p>	<p>る受入れができない場合があるため、工事の発注にあたっては、改めて事前に受入れの可否を確認することを徹底し、契約後に生じた事態に対しては適切に対応するよう周知に努めてまいります。</p>	
<p>7. 仮設工(仮設水路及び仮設道路等)の施工について設計上コストとの対比もあると思いますが、近年の降雨は一度降ると大雨の傾向が多く出水量が想定以上であるのが現状です。河川断面が狭い河川では一度の出水により水位上昇が大きく、再施工を何度も行う事になってしまう為、出水時にも許容できる仮設の検討を行って頂きたい。</p> <p>「令和5年度一級河川二俣川5年災害復旧工事(護岸工)」(浜松土木事務所天竜支局)「令和5年度一級河川二俣川災害復旧工事」(浜松土木事務所天竜支局)「令和5年度二級河川敷地川4年河川災害復旧(過)工事(護岸工)」(袋井土木事務所)</p>	<p>河川工事(災害復旧を含む)の仮設工については、締切対象水位を過去の施工時期の水位データをもとに設定し、出水時においても流下断面を確保できる仮設方法を採用しています。現場条件等から流下断面を確保するため、最小限の仮設になってしまう事もありますが、可能な限り仮設工流出等による手戻りが発生しない設計をするよう努めてまいります。</p>	<p>河川海岸整備課</p>
<p>8. 路面のポットホール等の指示が不明瞭で、補修箇所を特定するのに時間を要するため、位置情報を共有する方法を検討して頂きたい。</p> <p>「(舗装業務委託)業務委託(第1工区)、(第2工区)」(島田土木事務所)</p>	<p>現在、補修指示や作業完了の情報を発注者と受注者で共有できるシステムを構築するよう作業を進めており、今年度、一部の事務所で試行を行う予定です。システムが完成した後、全事務所へ展開していきます。</p>	<p>道路保全課</p>

4. 設計変更・契約の問題点・要望点・提案事項

(変更書類、付加的業務、変更協議、変更金額、変更見積、工期延期、単価合意 等)

提案・要望	回答	担当課
<p>1. 担当監督員の不在により、協議書類や変更書類の遅延がありました。今後は代理人を配置するなど対応をお願いしたい。</p> <p>「令和5年度浜名湖カテパノク公園緑化工事(東船着場木製デッキ更新工)」(浜松土木事務所)「令和5年度畑地帯総合整備(担い手支援)箱根南西麓地区橋梁1工事」(東部農林事務所)「令和5年度地域用水環境整備水の都三島地区利用保全整備1工事」(東部農林事務所)</p>	<p>何らかの理由で担当監督員が不在になり、協議書類や変更書類の遅延などがある場合は、早めに主任監督員、総括監督員に連絡、相談して頂くなどの対応をお願いしたいと考えます。</p>	<p>工事検査課</p>
<p>2. 作業用足場(吊足場)の施工数量(面積)算出について、天狗橋はトラス橋であり作業用足場も通常とは異なる吊足場構造となります。変更時には実施設計の計算式(足場全幅×延長×段数)を基に数量の算出を行っていますが、設計と現場の吊足場の構造に差異があることから、数量算出方法の妥当性について疑問が残る状況にあります。また、設計と実行では数量算出方法が異なることから工事金額に差違が発生する場合があります。これまで足場数量の算出について発注者も含め検討してきましたが、何れも曖昧さが残る状況にあります。今後に向けて、実際の足場構造に合わせた適用する積算基準の変更や見積徴収等、妥当性の確保に向けてご検討をお願いしたい。</p> <p>「令和5年度(国)136号橋梁補修工事(天狗橋第7工区)」(下田土木事務所)</p>	<p>鋼橋塗替塗装工事における足場工については、土木工事標準積算基準書や、橋梁架設工事の積算((一財)日本建設機械施工協会)に基づき、桁形式等に応じて、必要な足場の費用を計上しています。</p> <p>土木工事標準積算基準書等の適用範囲外となる場合には、静岡県積算基準決定要領に基づき、積算基準を決定していきます。</p> <p>工事発注時の図面と現場の不整合などの不具合を防止するため、実効性の確認が困難な施工計画や仮設設計について、提案された参考図により、工事入札を施行する設計支援型発注方式の試行を検討しております。</p>	<p>道路整備課橋梁班</p> <p>建設技術監理センター</p>
<p>3. 渇水期施工(11月~2月)の制限がある中、協議書の回答がなかなか得られず、施工時期の制限上、回答を得ないままの作業を余儀なくされた。また、協議書の回答が遅れたことにより、本来不要であるはずの関係書類の作成が必要となり、大変な労力となりました。</p>	<p>契約後に判明した事項については、協議の上速やかに手続きしなければなりません。当協議内容について、適切な変更設計内容であるか、他に方法が無いのかの検討に時間を要し、回答に時間を要してしまいました。今後の</p>	<p>河川海岸整備課</p>

<p>た。改善して頂きたい。 「令和4年度二級河川巴川(浚渫工)」(静岡土木事務所)</p>	<p>変更手続きについて、遅滞なく処理するよう努めてまいります。</p>	
<p>4. 契約当初はケーソン製作4函の契約でしたが、契約直後に現地状況によりケーソン3函+ブロック製作に変更となる旨を口頭にて説明を受けました。その後、ブロックの設計が進まずケーソン3函のみの製作で工事を進めましたが書面での変更指示がないために契約上は4函のままで工事内容と契約内容に乖離が生じました。結局ブロック設計の遅れからケーソン3函のみの製作で工事を終わりましたが、契約数量が変更となったのは最終変更契約時でした。ブロック製作(増額)とケーソン製作数(減額)をまとめて指示される予定であったと推察されますが、今後は内容が減額だけになるとしても早めに指示簿等にて適切に工事内容を変更いただけるよう改善して頂きたい。 「令和5年度清水港改修江尻新岸壁新設工事(ケーソン製作工)」(清水港管理局)</p>	<p>工事内容の変更については、日ごろから書面による速やかな指示を行うよう監督員に対して指導しておりますが、ご指摘のような状況が発生したことは遺憾でありませう。 今後も、適切な時期に、適正な内容の書面による指示を行うよう啓発に努めてまいります。また、そもそも大きな内容変更が生じないように、設計段階から十分な検討に努めてまいります。</p>	<p>港湾整備課</p>
<p>5. 新しく施行される条例(盛土)などについての想定がされておらず。結果的に一時中止となりました。一時中止の手続きについて、発注者側でも前例があまり無く、また、監督員以外の部署とも連携が必要であるため、手続きに必要な書類などの作成・修正が多くありました。今後は迅速に出来るようにして頂きたい。 「令和4年度松崎港国土強靱化対策事業(港湾)工事(浚渫工)」(下田土木事務所)</p>	<p>工事の一時中止に関しては、「工事の一時中止に係るガイドライン(令和3年4月)」により、適正に対応するよう周知に努めてまいります。</p>	<p>技術調査課</p>
<p>6. 受注者が現場と発注図面の確認をして、現場技術者が変更協議書をいくつも作成提出しています。追加工種が多い為、変更協議書作成に多大な時間を要し、時間外労働となります。その為、発注側担当者も、協議書類処理の件数が多大に成り、協議書確認に時間を費やし、協議書類が保留状態になってしまっています。改善して</p>	<p>現場条件等を正確に把握したうえで工事発注するよう努めてまいります。</p>	<p>技術調査課</p>

<p>頂きたい。 「令和 5 年度経営体育成基盤整備高根西部・一色地区区画整理 2 工事」(東部農林事務所)</p>		
<p>7. 変更図面や数量計算書を作成するのは、本来発注者側責任と費用で行うものでないでしょうか、また、これが難しい場合は受注者と協議の上に妥当な増額をして頂きたい。国交省工事のような『付加的業務』の考え方が浸透しておらず、施工業者による無償作成があたり前の状況にあります。今後は国交省同様に対応して頂きたい。 「令和 4 年度堀留川護岸工事その 2」(浜松土木事務所)「令和 4 年度沼川 1 号橋下部工」(沼津土木事務所)「令和 4 年度内瀬戸寺前急傾斜地崩壊対策工事(法面対策工)」(島田土木事務所)「令和 5 年度 473 号道路改築工事(ロット 7・本線道路工)」(島田土木事務所)「令和 5 年度静岡海岸高潮対策工事(堤防嵩上げ工その 29)」(静岡土木事務所)「令和 5 年度経営体育成基盤整備高根西部・一色地区区画整理 2 工事」(東部農林事務所)「令和 5 年度宇久須港海岸津波・高潮危機管理対策工事(不動尊川水門耐震補強工)」(下田土木事務所)</p>	<p>「設計変更に関わる資料の作成について(平成 28 年 3 月 18 日付け建技第 522 号交通基盤部建設支援局技術管理課長通知)」のとおり、事前に合意が得られている等の条件がそろう場合には、有償で受注者が行うことができるものとされていますので、通知を徹底するようにします。</p>	<p>技術調査課</p>
<p>8. 工期が決まっていなかった出勤要請工事でしたが、工事完成してから完成検査までに 4 ヶ月もかかりました。国債工事等の関係で工期が大幅に伸びてしまったようですが、当社技術者の拘束期間が増えることで新規工事の受注機会も逃してしまう恐れがあります。適切な工期設定をお願いします。 「令和 5 年度田子の浦港 5 年災害復旧工事査定第 1 号応急本工事(浚渫土運搬工)」(田子の浦管理事務所)</p>	<p>本工事については、同一箇所での新たな異常気象により再度災害が発生し、被災数量の確定に係る国との協議に日時を要したため、工期が通常より長くなってしまいました。今後は、関係機関との調整状況について情報を共有しながら、適正な工期設定に努めてまいります。 また、県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和については、「現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(令和 4 年 3 月 14 日付け建設業第 328 号)に基づき、常駐義務を緩和する場合の判断基準を設けており必要に応じて、監督員にご相談頂ければと思いま</p>	<p>土木防災課 港湾整備課</p>

	す。	
<p>9. 変更書類提出後の変更契約がタイムリーでは無く、工期の 2 日前になるなど逼迫する傾向にあります。発注担当者の業務多忙により、チェックが遅れていると思われます。職員の増員や業務分担等で少しでも担当者の負担が減る様、改善を要望します。</p> <p>「令和 4 年度堀留川護岸工事その 2」(浜松土木事務所)「令和 4 年度下田港海岸自然災害防止対策工事(水門改良工)」(下田土木事務所)</p>	<p>設計変更の際には、設計変更ガイドラインに基づき、適切に対応してまいります。</p>	<p>技術調査課</p>

5. その他

(工事検査、工事成績評定、書類の簡素化、ワンデーレスポンス、VE提案、監督員の対応、新型コロナの影響、CPDSの取得、週休2日制、マイレージ制度等)

提案・要望	回答	担当課
<p>1. 完成図書の提出を情報共有システムで提出しているの、紙での提出を求めるのはやめて頂きたい。</p> <p>「令和5年度農山漁村地域整備交付金土肥戸田線1工区工事」(東部農林事務所)</p> <p>「令和5年度(主)三島裾野線橋梁補修工事(徳倉橋)」(沼津土木事務所)「令和5年度地域用水環境整備水の都三島地区利用保全整備1工事」(東部農林事務所)「令和5年度宇久須港海岸津波・高潮危機管理対策工事(不動尊川水門耐震補強工)」(下田土木事務所)</p> <p>「令和5年度経営体育成基盤整備高根西部・一色地区区画整理2工事」(東部農林事務所)</p>	<p>「土木工事書類作成提出要領 令和4年7月」に基づき、提出書類について適正に対応してまいります。</p>	<p>技術調査課</p>
<p>2. 検査基準の統一をお願いしたい。(構造物撤去の出来形管理、表層工の基準高管理、ICT施工の出来形確認や数量算出)</p> <p>「令和4年度一級河川大場川3年河川災害復旧(過)工事3年災査定第63号(護岸工)」(沼津土木事務所)「令和5年度佐野川」(東部農林事務所御殿場支所)「令和5年度宇久須港自然災害防止対策工事(ブロック製作据付工)」(下田土木事務所)「令和5年度473号道路改築工事(ロット7・本線道路工)」(島田土木事務所)「令和5年度島田岡部線舗装修繕工事」(島田土木事務所)「令和4年度473号道路改築工事(県道舗装工)」(島田土木事務所)「令和5年度二級河川勝間田川県土強靱化対策工事(河道掘削工)」(島田土木事務所)</p> <p>「令和5年度(一)沼津三島線橋梁補修工事(境川橋)」(沼津土木事務所)</p>	<p>検査については、静岡県建設工事検査技術基準(工事検査課のホームページで公表)に基づいて行うよう指導していますが、今後も検査監が集まる会議や研修の場で、注意指導するようにします。</p>	<p>工事検査課</p>

<p>3. 工事成績評定について、最近は週休 2 日制の点数が創意工夫に加算されていると言われますが、以前の継続工事の現場でも創意工夫加点の評点が変わってなく最善の工事の工夫を行っているのですが 創意工夫を行っていてもいなくてもほぼ加点評価が変わらないと思われまます。どう評価しているのでしょうか。</p> <p>「令和 5 年度前田川支川湊北沢砂防工事(砂防堰堤工)」(下田土木事務所)</p>	<p>評定の方法は工事検査課のホームページで公表している「静岡県建設工事成績評定要領の運用について(令和 6 年 4 月 1 日運用)」別紙 - 1⑧の中で、評価対象となる工夫事項を示しているので参考にしてください。</p>	<p>工事検査課</p>
<p>4. 補修工事は出来形管理および品質管理の評価(加点)が難しく、特に本工事の橋梁塗装においては評価(加点)の対象外(評価基準に合致しない、評価基準にない)となりました。第 6 工区の完成検査時に検査監より出来形管理及び品質管理での加点は難しいが、出来形におけるばらつきの管理や温湿度管理等、施工精度の向上や品質確保の為の創意工夫として施工計画書に掲げたらどうかと提案されました。このことについて創意工夫の評価の対象となるのでしょうか。ご回答願います。</p> <p>「令和 5 年度(国)136 号橋梁補修工事(天狗橋第 7 工区)」(下田土木事務所)</p>	<p>「静岡県建設工事成績評定要領の運用について(令和 6 年 4 月 1 日運用)」別紙 - 1⑧の中で、創意工夫に関しては、品質に関する工夫も評価の対象となっています。</p> <p>なお、創意工夫や地域貢献(社会性等に関する事項)の評価については、工事検査課のホームページで公表している「土木工事書類作成提出要領(令和 4 年 7 月)」11 ページにも記述があるので参考にしてください。</p>	<p>工事検査課</p>
<p>5. 図面の修正、施工方法、用地の交渉、河川協議の作成、コンサル成果の丸投げ等、基本すべてにおいて、業者任せの部分が目立ちます。また、土木事務所職員におかれましては、コンサル成果等の確認等をしっかり行って頂きたい。</p> <p>「令和 5 年度宇久須港海岸津波・高潮危機管理対策工事(不動尊川水門耐震補強工)」(下田土木事務所)</p>	<p>設計段階において、図面や施工方法等について現場条件との整合を確認し、工事発注を行うよう努めてまいります。</p>	<p>技術調査課</p>
<p>6. ICT 土工であり 3 次元 CAD による数量算出でしたが、横断図の提出を求められました。ガイドラインによれば不要ではないでしょうか。</p> <p>「令和 5 年度二級河川勝間田川県土強靱化対策工事(河道掘削工)」</p>	<p>静岡県 ICT 活用工事運用ガイドライン土工編(案)のとおり、3次元CADソフトウェア等を用いた方法により数量算出を行った場合、従来の平均断面法による数量算出は不要ですので、横断図の作成を求めないよう周知徹</p>	<p>河川海岸整備課 未来まちづくり室</p>

<p>(島田土木事務所)</p>	<p>底に努めます。</p>	
<p>7. CIM や ICT 測量機を工事で活用したためマイレージ制度を申し込もうと思いましたが ICT 活用工事ではないため対象とならないとのことでした。内容によっては認めるなどもう少し条件を緩和して頂きたい。 「令和 4 年度二級河川馬込川 4 年災害復旧工事(4 年災査定第 316 号)(導流堤右岸)」(浜松土木事務所)</p>	<p>ICT マイレージプログラムは、建設業者間での ICT 活用の普及啓発活動の取組を推進することを目的として実施しています。今回の案件においても、内容によっては目的に沿った取組となる可能性が考えられますので、制度の改正を検討してまいります。</p>	<p>未来まちづくり室</p>
<p>8. 応急工事の為、現場先行で工事を進めましたが、後付けで書類を作成するものは簡素化して、一般工事並みの書類作成を求めるのは止めて頂きたい。 「令和 5 年度一級河川二俣川災害復旧工事」(浜松土木事務所天竜支局)「令和 5 年度田子の浦港 5 年災害復旧工事査定第 1 号応急本工事(浚渫土運搬工)」(田子の浦管理事務所)</p>	<p>「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき出動を要請した災害応急工事では、令和 6 年 2 月 19 日付けで「交通基盤部における災害応急工事に係る書類省略等の試行について(通知)」により書類の簡素化ができるものとなりました。 交通基盤部各出先機関に通知済みであり、「災害応急対策工事進捗・完了報告書」(工事災害協定様式第 5 号)の受理をもって、「工程表(規則様式第 9 号)・工事行程月報(規則様式第 10 号)・主任技術者等通知書(規則様式第 11 号)・施工計画書(土木工事共通仕様書)を省略できることとしています。 具体的には、協定書に基づき「災害応急対策工事 進捗・完了 報告書」(工事災害協定様式第 5 号)を発注者に提出し受理された場合に、以下の書類提出を省略できることとしています。 (1) 工程表(規則様式第 9 号) (2) 工事工程月報(規則様式第 10 号) (3) 主任技術者等通知書(規則様式第 11 号) (4) 施工計画書(土木工事共通仕様書) このため、協定に基づく出動要請があった場合は、速や</p>	<p>土木防災課 港湾整備課 工事検査課</p>

	<p>かに「災害応急対策工事 進捗・完了 報告書」を提出してください。</p> <p>なお、この通知により書類を省略又は簡素化した場合は、原則として、成績評定を省略します。</p>	
--	--	--

6. 要望したい情報提供について

(ICT施工、担い手確保、働き方改革、キャリアアップシステム 等)

提案・要望	回答	担当課
<p>1. 県では、3次元データの納品を推奨しているので、発注の図面や座標系について、任意座標ではなく、国家座標での発注をお願いしたい。完成時3次元データを作成しましたが、座標系の関係で納品が不可となりました柔軟に対応して頂きたい。</p> <p>「工事全般」(沼津土木事務所)</p>	<p>静岡県完成形状の3次元計測実施要領(案)において、納品の可否に座標系の指定はしておりません。運用ガイドブックにおいて、座標系の変換手順の解説を行っておりますが、納品は任意座標系でも可としておりますので、座標系の関係で納品を不可としないよう周知してまいります。</p>	<p>未来まちづくり室</p>
<p>2. イメージアップ経費について、国土交通省工事では、イメージアップ経費を取り入れていて発注者が実施してほしいこと、例えば地元小学生や一般人を対象とした現場見学会、現場完成図の掲示等、第三者に工事を理解して頂けるようなことを発注者から受注者へイメージアップ経費内で指示できることを行っています。県土木工事の一部現場(対象工事)で実施してみてもはどうでしょうか。</p> <p>「令和5年度宇久須港自然災害防止対策工事(ブロック製作据付工)」(下田土木事務所)</p>	<p>静岡県が発注する土木工事においても、「現場環境改善費」として計上できることとなっています。個別具体的な内容については監督員と相談してください。</p>	<p>技術調査課</p>
<p>3. 施工体制台帳の下請業者との契約日、工期について指摘されましたが、下請業者との契約が電子契約となり、日付や工期設定の調整が難しくなっていることを承知願いたい。</p> <p>「令和5年度浜名港改良工事(浮棧橋設置工)」(浜松土木事務所)</p>	<p>施工体制台帳は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により作成が義務付けられているとともに、下請契約締結日や工期等について記載しなければならないこととされているため、適切な運用</p>	<p>建設業課</p>

	<p>をお願いします。</p> <p>下請契約については、建設業法等の諸規定に基づき行っているところですが、施工体制台帳の提出日と下請契約日、工期等との整合について、疑義等が生じた場合は、監督員と協議をお願いいたします。</p>	港湾整備課
<p>4. 発注者自身の働き方改革が実施されていない様に感じます。発注者自身も受注業者に合わせ休むべきではないでしょうか。</p> <p>「令和4年度二級河川堀留川国土強靱化対策(広域河川改修)工事(河道掘削工)」(浜松土木事務所)</p>	<p>発注者自らが働き方改革の規範となるよう週休2日を確保するよう努めてまいります。</p>	技術調査課
<p>5. 3次元データ納品工事に関するのですが、いくつかの工事で対象にしてもらおうべく、特記仕様書のと通りの協議をし、3次元データ測量と納品をおこないましたが、特記仕様書記載のと通りの加点が得られませんでした。理由を聞くと(施工計画書の)創意工夫に入れていなかったのと言われました。請負業者の立場として加点が欲しくてやっていることもありますが、県がすすめている3次元データ納品に協力する意味合いも十分にあり、やる気をそがれる様な対応をされるのは改善して頂きたい。</p> <p>西部地区工事名不明</p>	<p>3次元データ納品いただいたのに申し訳ありませんでした。ただし、創意工夫項目で加点評価されるためには、施工計画書に創意工夫として記載されている必要があることをご理解くださいますようお願いいたします。実施する場合は、担当監督員からも施工計画書への記載を促すよう、周知してまいります。</p>	未来まちづくり室
<p>6. 河川工事の発注時期を検討して頂きたい。出水期中に発注し、出水期明けから現場施工ができるようにしたい。河川を掘削する工事については水量にもよりますが、仮設土留工法を必ず設計に組み込んで頂きたい。また、着手後必要であれば必ず設計変更して頂きたい。災害復旧工事でも、事前の現地調査をしっかり行い現場状況を加味した設計で発注して頂きたい。</p> <p>「令和5年度二級河川敷地川4年河川災害復旧(過)工事(護岸工)」(袋井土木事務所)</p>	<p>出水期明けから現場着手できるよう、発注時期について引き続き配慮していきます。</p> <p>仮設工法につきましては、現場状況を適切に反映できるよう、現地調査を行い工法決定していますが、不確定要素もあるため、現場状況が設計と異なる場合は、必要に応じ監督員と設計変更の協議をお願いします。</p>	河川海岸整備課
<p>7. 監理タイムマネジメントについて、提出時期を工事点数が</p>	<p>監理タイムマネジメントの提出によって、工事点数に</p>	工事検査課

<p>た後のタイミングに変更して頂きたい。現状の工事検査時での提出では、「工事点数に影響があるかもしれない」と考え、(○)以外付けられない状況です。監理タイムマネジメントの本来の意味を考えると、意味のないものになってしまうため、上記について検討して頂きたい。</p> <p>「令和4年度麻機遊水地連通管護岸工」(静岡土木事務所)</p>	<p>影響が出ることはありません。</p> <p>成績評定は、検査員と監督員(担当、総括)が独立して的確かつ公正に行うことになってはいますが、検査事務の手続き上、監督員は完成検査の前に評定を終える必要があるからです(工事検査課のホームページ「土木・農林土木工事現場実務の手引き」83ページを参照してください)。</p>	
<p>8. 働き方改革について現在週休2日が加点対象になっていますが、近年建設ディレクター(バックオフィス)の活用やDXにより生産性の向上・労働時間の削減が働き方改革として他の発注者では評価されています。県工事においても今後は評価内容を時代に即した内容として頂きたい。</p> <p>「令和5年度[第34-W6611-01号]清水港緑地等施設整備工事(新興津支障物撤去工)」(清水港管理局)</p>	<p>創意工夫として評価する工夫事例は、これまでも、時代の要請にあわせて見直しがされてきました。</p> <p>現在、創意工夫の評価事項として、働き方改革に関しては週休2日と建設キャリアアップシステム活用工事の2項目、施工に関してはICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事の1項目が工夫事例として評価の対象となっています(工事検査課のホームページで公表している「静岡県建設工事成績評定要領の運用について(令和6年4月1日運用)」別紙-1⑧を参照)。</p> <p>建設ディレクターの活用については、他の発注者の状況を調査し、検討したいと思います。</p>	<p>工事検査課</p>
<p>9. 担い手確保、働き方改革について情報提供して頂きたい。</p> <p>「令和5年度[第35-S5502-01号]安倍川油山川砂防等維持工事(除石工)」 「令和5年度安倍川支川油山川災害関連砂防工事堰堤工その1」 「令和5年度安倍川支川油山川緊急砂防工事(堰堤工その2)」</p> <p>(静岡土木事務所)</p>	<p>地域の守り手である建設産業の将来にわたる担い手確保及び働き方改革につきましても、喫緊の課題と考えております。</p> <p>県では、県発注工事の受注者等の協力を受け、建設現場体感見学会、出前講座などの静岡どぼくら講座、親子インフラツーリズムや若手交流会等を開催し、建設産業の理解促進、離職防止等を図っております。</p> <p>また、県内公共工事の一斉休工の取組「ふじ丸デー」について、令和6年度も継続して、すべての土曜日を対象と</p>	<p>建設業課</p>

し、建設産業における週休2日の定着を推進してまいりますので、今後も御協力の程、お願いいたします。

罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月より施行され、取組を一層進めていくよう、県では、週休2日の確保を図るため、週休2日推進工事による発注を実施しております。また、快適トイレなど職場環境の整備など働き方改革につながる取組を推進しております。

技術調査課